

消防団員の免許取得補助制度ができました。

～ ご存じですか？普通免許の内容が変わっています ～



普通免許の 取得時期	平成19年5月以前	平成19年6月から 平成29年2月	平成29年3月以降
現行の区分 (運転可能な車両総重量)	中 型 (8tに限る)	準中型 (5tに限る)	普 通 (<u>3.5t未滿</u>)
積載車 (総重量約 3t)	○	○	○
ポンプ車(総重量約 <u>4t</u>)	○	○	<u>×(運転不可)</u>

課題①

免許制度が度々改正され、運転可能な車両総重量が縮小されています。
平成29年3月以降に取得した普通免許では総重量3.5t未滿の車両しか
運転できなくなり、ポンプ車(約4t)は運転不可になってしまいました。

課題②

近年若年層を中心に「AT限定免許」取得者が拡大傾向にあり、今後は消防団
に入っても「MTの消防車両を運転できない」方が増える可能性があります。



～ 北上市の対策 ～

北上市では、消防団車両の運行維持の為、消防団員に対する
免許の追加取得費用を補助する制度 を創設しました。

1 対象者

北上市消防団員(入団予定者も含む。)

※条件①分団長の推薦 ②補助による免許取得後、5年間団員活動を続ける誓約書

2 補助内容

免許取得の為に自動車教習所で係る費用の全額を補助。

補助区分	補助上限額	市内教習所の実費用
準中型免許取得	15万円	約12~15万円
AT限定解除	5万円	約4~5万円

※県証紙代、追加教習費用、免許センターでの手数料等は対象外です。

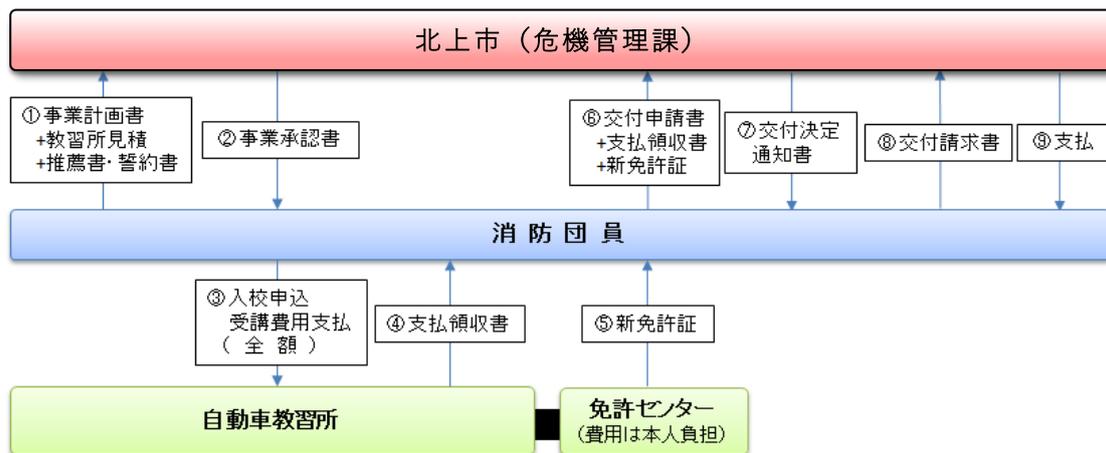
※補助金交付の前に、教習所に立て替え払いする必要があります。

※免許のない者がこの制度を利用し準中型免許を取る場合の補助額は

「準中型免許料金－普通免許料金」の差額となります。

※中型・大型免許等の取得は補助対象外です。

3 申し込み方法



- (1) 市内の自動車教習所で取りたい免許の費用見積書をもらう。
- (2) 危機管理課へ申し込み書類を提出する。
- (3) 承認が出たら自動車教習所へ入校を申し込み、費用全額を支払う。(領収書は要保管)
- (4) 教習を受け、卒業したら免許センターへ行き免許の交付を受ける。
- (5) 危機管理課へ完了報告書類を提出する。
- (6) 危機管理課から補助金を受け取る。

利用希望者、詳しく知りたい方は、危機管理課までご連絡ください。

電話 0197-72-8305